

給食業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、高度な創造性及び専門的な知識や、経験、データを必要とする業務である。入院患者の病態に応じた適切な食事を提供し、治療又は回復に資すること及び効率的な業務運営を目的としてプロポーザルを実施するものである。

2 業務概要

(1) 業務委託名

給食業務委託

(2) 対象業務

① 業務内容

別紙仕様書のとおり

② 業務場所

東京都小平市花小金井八丁目1番1号

公立昭和病院

③ 業務期間

令和3年10月1日から令和6年9月30日まで

(契約締結日から令和3年9月30日までの間は業務引継期間とする。)

(3) スケジュール (仮)

① 公告期間

・・・令和3年1月27日(水)から2月26日(金)まで

② 参加申込書

・・・令和3年2月26日(金)午後4時まで

③ 質問の受付期限

・・・令和3年2月26日(金)午後4時まで

④ 質問の最終回答及び令和2・3・4年度指名競争入札参加資格審査受付

・・・令和3年3月5日(金)

⑤ 企画提案書及び参考見積書提出

・・・令和3年3月10日(水)午後4時まで

⑥ 一次選考(書類審査)

・・・令和3年3月17日(水)

⑦ 二次選考(プレゼンテーション審査)

・・・令和3年3月24日(水)

⑧ 優先交渉事業者決定

・・・令和3年3月26日(金)通知発送予定

3 参加申込資格

次の各号に掲げる要件のすべてに該当する事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していない者であること
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく再生又は破産等の手続き行っていないものであること
- (4) 昭和病院企業団競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱の規定による指名停止処分を受けていないこと
- (5) 業者運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること
- (6) 国税及び地方税について滞納がないこと
- (7) 一般財団法人医療関連サービス振興会の「院内調理患者等給食業務」に関する医療関連サービスマークの認定を受けている者、または医療法施行規則第 9 条 10 に定める基準に適合することを証明できる者であること。
- (8) 公益社団法人メディカル給食協会の会員である者又は受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者であること
- (9) 「給食業務委託仕様書」を満たす業務が遂行可能であること
- (10) 以下の事業実績があること
参加申込提出時点で、日本国内の医療機関において、引き続き 2 年以上にわたり、本業務と同様の「院内調理患者等給食業務」の受託実績を有し、かつ過去 10 年間東京都内にある病院において食品衛生法上の営業停止処分を受けていないこと。
- (11) 院内保育園あいびーの補食（おやつ、小児食、離乳食等）の調理及び運搬（別途契約）が遂行可能であること。

4 優先交渉事業者の選定

事業者の選定は、昭和病院企業団職員で構成する「給食業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において選定する。

企画書の提出とプレゼンテーションをもとにした公募型プロポーザル方式での参加事業者の提案内容及び見積額を選定基準に基づき採点し、最高評価の事業者 1 者を優先交渉事業者に決定する。左記に次ぐ評価の事業者 1 社を次点事業者を選定する。

なお、業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後に優先交渉事業者と昭和病院企業団は、企画提案の内容をもとにして業務の遂行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という）を行う。この交渉が整った時に、随意契約の手続きに移る。交渉が整わない場合は、次点事業者を選定されたものが改めて昭和病院企業団と交渉を行うこととなる。

5 参加申込等

(1) 提出書類

参加申込書（様式第1号）・・・1部

令和2・3・4年度指名競争入札参加資格登録をしていない事業者は、参加申込書以外に資格審査申請書を令和3年3月5日（金）までに提出すること。資格審査申請書は当院ホームページでダウンロードし、必要事項を記入押印及び必要書類を提出すること。

(2) 提出期間

令和3年1月27日（水）から2月26日（金）

午前9時から午後4時まで（ただし、土・日・祝日を除く）

(3) 提出場所

東京都小平市花小金井八丁目1番1号

公立昭和病院 事務局総務課契約担当（本館3階事務室内）

(4) 提出方法

持参又は郵送（締切日必着とする）

6 質問の受付

(1) 提出方法

質問書（様式第2号）により簡潔にまとめ、FAX若しくは電子メールにより送信すること。

(2) 質問受付期限

令和3年1月27日（水）から2月26日（金）午後4時まで

(3) 提出先

公立昭和病院事務局総務課契約担当

FAX:042-464-7912

E-mail:keiyaku@showa-hp.jp

(4) 回答方法

FAX若しくは電子メールにより質問業者及び全参加事業者に随時行う。

（質問内容によっては、回答までに時間を要することをご承知ください）

(5) 回答最終日

令和3年3月5日（金）

7 提案依頼事項

提案内容は次のとおりとする。

(1) 業務の実施方針・内容等について

（基本方針の適合性・有効性・計画の妥当性）

(2) 組織の実施体制、対応能力に関して（実施体制・管理バックアップ体制）

(3) 業務従事予定者の知識・経験・能力について

（受託責任者の知識、経験、マネジメント能力・配置人員の知識、経験、能力と研修体制）

(4) 患者満足度の向上（病院給食づくり、食材調達・アレルギー対策）

(5) 衛生管理（設備備品、使用物品の取扱い・清掃方法）

(6) プレゼンテーションについて（技術・対応力、意欲）

(7) 業務の受託実績について（同様の受託実績）

(8) 見積金額に関して

8 企画書等提出

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式第3号）・・・15部

様式第3号を表紙とし、提案依頼事項に沿った形式で、書類の規格A4版（折り込み可）とすること。また、枚数に制限は設けない。

② 受託実績一覧表（様式第4号）・・・15部

本件と同業務の受託実績を記入する。

③ 会社概要（任意様式）・・・15部

④ 参考見積書（任意様式）・・・1部

見積書に関しては、業務委託費の月額（税抜）を明記すること。

見積金額について、食材費、人件費及び経費負担相当分とすること。

この金額は事業規模を示すものであり、契約時の予定価格ではない。

なお、見積書に関して、食材費は予定食数を一般食23,700食（常食8,100食、軟食5,100食、検食1,200食、特別食（産科祝い膳を除く）9,300食）3分粥・流動食2,100食、産科祝い膳50食で算出すること。業務内容ごとの所要経費（税抜）を可能な限り詳細に明記すること。また、原本と同じ内容の見積書のEXCEL形式のデータをメールにて提出すること。

※以下の⑤、⑥については、優先交渉事業者（次点事業者を含む）になった際に、速やかに、栄養科へ各1部提出すること。

⑤ 献立（任意様式）

- ・ 常食、全粥食…各1ヶ月分
- ・ 小児食（離乳、幼児）…1週間分
- ・ 術後食（流動食、3分粥食、5分粥食、全粥食）…1週間分
- ・ 妊産婦食…1週間分
- ・ 嚥下食（全食種）…1週間分
- ・ 選択食（常食）…1ヶ月分
- ・ 行事食（常食）…6回分
- ・ 祝い膳

⑥ 食物アレルギー及び禁止食品除去対応の基準（任意様式）

(2) 提出期間

令和3年1月27日（水）から3月10日（水）

午前9時から午後4時まで（ただし、土・日・祝日を除く）

(3) 提出場所

東京都小平市花小金井八丁目1番1号

公立昭和病院 事務局総務課契約担当（本館3階事務室内）

(4) 提出方法

持参又は郵送（締切日必着とする）

(5) その他

一度提出された企画書及び見積書の変更等は原則禁止とする。

9 優先交渉事業者決定までの手順

(1) 一次選考（書類審査及び資格要件の確認）

企画書、見積書の記載内容を基に、資格要件の確認を含めた一次審査を実施します。参加申込者が多数の場合は、二次選考対象者を3者程度に絞り込む。審査結果については全参加申込者に通知する。

(2) 二次選考（プレゼンテーション審査）

選定委員会で設定した評価基準に基づいて二次審査を実施する。審査結果については参加者に通知する。

① 実施場所

公立昭和病院 本館2階 講堂

② 実施日

令和3年3月24日（水） *開始時間は、別途参加事業者に通知する。

③ プレゼンテーション内容

企画提案書を用いて説明すること。各参加事業者のプレゼンテーションに要する時間は、概ね45分間とする。（説明時間30分、質疑応答15分）

④ その他

パソコンを使用する場合は、各自で準備すること。なお、プロジェクター、スクリーンは昭和病院企業団で準備可能。使用を希望する者は連絡すること。

(3) 優先交渉事業者との協議

優先交渉事業者決定後、速やかに提案書を基に詳細を協議し、仕様書等が整った場合には優先交渉事業者を業務受託事業者として決定し、契約締結する。

なお、優先交渉事業者との協議が整わない場合は、プレゼンテーションの審査結果において次点事業者として選定された者との協議を行い、業務受託事業者を決定する。

10 失格事由

次の各号に該当した場合、失格になる場合があるので注意すること。

(1) 提出期限等に遅れた場合

(2) 提出書類に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 企画書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合

(5) 本提案依頼に関して、この実施要領に定める以外の方法により、企業団職員に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合

(6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

11 その他

(1) 提出された参加申込書、企画書、見積書等は返却しない。

(2) 参加申込書、企画書の作成、提出及びプレゼンテーションに係る一切の費用は、参加事業者の負担とする。

(3) 提出された企画書の著作権は提案者に属する。当企業団が提案者に無断で他の目的に使用することはない。

(4) 企画書作成時において入手した当企業団独自の情報、個人情報とは適正に管理し、情報漏洩、不正使用を行わないこと。

12 担当・連絡先

〒187-8510 東京都小平市花小金井八丁目1番1号
公立昭和病院 事務局総務課契約担当
電 話 042-461-0052 (内線 2243)
F A X 042-464-7912
E-mail:keiyaku@showa-hp.jp